

# 都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書

都市受信障害対策用共聴施設のデジタル化の推進方策等の検討  
(複合的な受信障害に応じた調査モデルの構築、課題の整理等)

平成 20 年 12 月

社団法人 日本CATV技術協会

## はじめに

建築物等を原因としたテレビジョン放送の受信障害対策としては、従来から共聴設備による方法が多く占められ、これらの共聴設備はアナログ放送の受信障害対策として設置されたものであるために、そのままではデジタル放送の受信には対応できない設備が多く存在している。

一方、アナログ放送では受信障害が生じる区域であっても、デジタル放送では個別にUHF アンテナを設置することでデジタル放送を良好に受信でき、受信障害が生じる区域が減少する傾向があることがこれまでの調査研究によって判明しているところである。

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008（デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定）平成 20 年 7 月 10 日付」において、受信障害対策用共聴施設の改修促進のためには、複数建物の影響等による複合的受信障害について、課題を整理、類型化し、デジタル化推進方策を策定することが必要とされている。

そこで、複数建物の影響等による複合的受信障害をモデル化するとともに、受信障害対策用共聴施設のデジタル化事例を調査するなどして、課題を整理等し、デジタル化の推進方策の方向性について調査した。

## 目 次

調査目的 .....	3
第 1 章 共聴施設デジタル化の課題 .....	4
第 1 節 共聴施設デジタル化のプロセス .....	4
第 2 節 共聴施設デジタル化のプロセス毎の課題 .....	5
第 3 節 複合障害モデル .....	7
第 2 章 共聴施設デジタル化の事例 .....	13
第 1 節 事例 1 : マンション (愛知県) .....	14
第 2 節 事例 2 : マンション (愛知県) .....	17
第 3 節 事例 3 : マンション (東京都) .....	19
第 4 節 事例 4 : オフィスビル (千葉県) .....	21
第 5 節 事例 5 : マンション (埼玉県) .....	24
第 6 節 事例 6 : 遊園地 (関東) .....	26
第 7 節 事例 7 : オフィスビル (東京都) .....	29
第 8 節 事例 8 : スーパー (神奈川県) .....	32
第 9 節 事例 9 : 集合住宅 (関西) .....	34
第 3 章 共聴施設デジタル化の課題の解決方策 .....	36
参考資料 参考意見 (A マンション管理会社) .....	40

## 調査目的

2011年7月にデジタル放送への完全移行が予定されているものの、受信障害対策用共聴施設の地上デジタル放送への対応や改修が進展しておらず、改修促進が求められている。

2008年7月に総務省がとりまとめた「地上デジタル放送推進総合対策」においては、「受信障害対策用共聴施設の改修促進に関して、施設改修の円滑化を図るため、当事者間の合意形成に至るまでの協議の進め方等を整理するとともに、当事者間の協議が難航した場合の相談対応や支援の在り方等を検討する」としている。

また、2008年7月にデジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議が決定した「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」では、受信障害対策用共聴施設の改修促進のためには、複数建物の影響等による複合的な受信障害（以下、複合障害）について、課題を整理・類型化し、デジタル化の推進方策を策定することが必要とされている。

以上を踏まえ、本調査では、複合障害の事例を含む共聴施設のデジタル化の実態を事例調査し、以下の点を明らかにした。

- ①受信障害対策用共聴施設の事例をもとに、デジタル化対応等の対策を行うにあたっての、現状実態と課題
- ②上記課題の一つである複合障害について類型化を行い、複合障害モデルの構築及び課題の解決方策

## 第1章 共聴施設デジタル化の課題

### 第1節 共聴施設デジタル化のプロセス

本章では、共聴施設デジタル化において発生する可能性がある課題について整理を行う。課題の整理にあたって、本節では共聴施設のデジタル化の一般的なプロセスをまとめた上で、次節においてそのプロセスごとに発生する課題を整理した。

共聴施設のデジタル化のプロセスは、次の5つの段階に整理できる。

1. デジタル化の必要性の認識
2. 受信状況調査の実施（デジタル受信可能範囲の把握）
3. 改修計画の立案・実施の意思決定
4. 受信者への説明・協議
5. 改修工事の実施

各プロセス及びその詳細を下表に示す。おおむね上記のプロセスに沿ってデジタル化が進むと考えられるが、「3. 改修計画の立案・実施の意思決定」、「4. 受信者への説明・協議」については、一部受信者への説明・協議の状況に基づき改修計画の見直し等を行い、その後再度受信者への説明等を行うケースもあると想定される。

表1 共聴施設のデジタル化のプロセス

プロセス		各プロセスの詳細
1	デジタル化の必要性の認識	・ 共聴施設管理者側（例：ビルオーナー、マンション管理組合）、受信者側の双方が、当事者であることを認識する。
2	受信状況調査の実施（デジタル受信可能範囲の把握）	・ 障害範囲について、既存の資料（例：協定書、総務省への申請書類）や、受信状況調査を行ってデジタル受信可能範囲を把握する。 ・ 複合障害の場合には、原因者（複数）、及び各原因者の障害影響範囲の確認も行う。
3	改修計画の立案・実施の意思決定	以下のような点を整理した改修計画の立案と、実施の意思決定を行う。 ・ 対策方法の明確化 ・ 対策方法の対象世帯の明確化 ・ 対策スケジュール等の明確化 等
4	受信者への説明・協議	・ 受信者への説明、及び協議の実施。共聴範囲の確定。
5	改修工事の実施	・ デジタル化改修工事、及び（対策が不要となったエリアに関する）アナログ施設の撤去。

## 第2節 共聴施設デジタル化のプロセス毎の課題

本節では、前節で整理した共聴施設のデジタル化の一般的なプロセスごとに、デジタル化を進める上で直面する可能性が高い課題を、第2章で示す事例調査にもとづき、整理した(表2)。各共聴施設のデジタル化においては、以下に見るような課題についてそれぞれ課題の解決、もしくは解決の方向性が明確にならない場合には、次のプロセスへと進むことができず、当該施設におけるデジタル化等の対応策が完結しない恐れもある。

まず、「1. デジタル化の必要性の認識」のプロセスでは、当事者意識について、受信者側、施設責任者側が認識するかどうか最も重要な部分である。今回の事例調査では、大手の企業が施設責任者の場合には、早期からデジタル化等の対策必要性について認識し、受信状況調査等の対応を進めているが、中小の建築物のビルオーナーやマンション管理組合等では、必要性の認識が薄い状態にあると考えられる。一方、受信者側についても、現状のテレビ放送の受信方法について十分理解していない、デジタル化に伴って施設の改修や廃止などが発生するといったことについて理解していない等の利用者が多いと考えられる。

「2. 受信状況調査の実施(デジタル受信可能範囲の把握)」においては、いわゆる複合障害の問題が大きい。この点については、次節の複合障害のモデル化で整理する。

「3. 改修計画の立案・実施の意思決定」においては、マンション等の管理組合において、改修計画の決定までに時間がかかるといった課題がある。とくに管理組合の場合には、放送のデジタル化に関する動向・技術的知識について詳しい住民がいなく、また、大規模な改修等の対策には費用がかかることもあり、管理組合内での合意形成に時間がかかるケースも多いと予想される。

「4. 受信者への説明・協議」～「5. 改修工事の実施」のプロセスにおいては、とくに、総務省通達「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について」(総情域第151号(平成18年11月27日。以下、151号通達))の内容に基づく、説明・協議が実施できるかどうか課題である。今回調査した事例においては、総務省151号通達に沿って、受信者に対してデジタル化改修に伴う費用の一部を負担するように調整・協議したケースは見当たらなかった。また、商業施設の場合には、近隣住民とのトラブルを回避するため、デジタル化対応自体について、個別受信可能な世帯も含めて共聴改修により対応しているケースもあった。

表2 共聴施設デジタル化における課題

プロセス	プロセス毎の課題	調査事例との対応
1 デジタル化の必要性の認識	・受信者側も施設責任者側も、必要性を認識していない（当事者意識がない）。	事例1、参考意見
	・区域外に居住している等の理由により施設の管理者に対し、デジタル化に関する広報資料が届いておらず、必要性を認識していない。	事例7
	・151号通達が施設責任者に認知・理解されていない。	事例4、事例9
	・渡切補償契約あるいは、デジタル化に対応しなくてよいことが協定書に明記されているため、施設責任者が対応しない。	事例1
	・複合障害である場合、他のビル所有者との調整をどのように行ったらいいかわからない。	事例4
	・地上デジタル放送で、受信障害地域の多くで個別受信可能となっていることが、受信者に理解されていない。	事例8、参考意見
2 受信状況調査の実施（デジタル受信可能範囲の把握）	・当事者がデジタル受信可能範囲の把握を行うための受信状況調査の調査費用負担を拒否している。	事例3
	・複合障害の場合、調査費用の負担ルールが不明確である。	事例1、事例4
	・複合障害が生じている場合、原因物やその程度を確定できない場合が多い。	事例1、事例2、事例4、事例6、事例7、参考意見
	・調査を実施するのに、マンション総会決議が必要で時間がかかる。	参考意見
3 改修計画の立案・実施の意思決定	・改修計画の立案や実施にマンション総会決議が必要で時間がかかる。	参考意見
	・複合障害における改修工事費用の負担ルールが不明確である。	事例1
4 受信者への説明・協議	・151号通達に記載してあるような、受信者の負担をお願いできない。	事例8
	・部分改修だとクレームがつく可能性があるため、全戸改修せざるを得ない。	事例8
	・受信者側は共聴施設を全面的に残してほしいが、引き受けるための体制・運営方法等が分からない。	事例5、事例9
	・受信者との協議がまとまらない可能性がある。	事例5
5 改修工事の実施	・アナログ設備撤去工事の必要性が理解されていない。	参考意見
	・UHFを伝送している設備では地上デジタル放送を受信している受信者が存在している可能性があり、アナログ設備撤去工事の際、事前説明が必要。	参考意見

注：調査事例との対応での事例番号は第2章での事例を示し、参考意見は参考資料の参考意見を示している。

### 第3節 複合障害モデル

本節では、共聴施設デジタル化の課題の一つである「複合障害」について取り上げ、複合障害の主なケースについてモデル化を検討する。

#### (1) 受信障害継続モデル

当初から複合受信障害の原因として複数の建築物が存在し、デジタル化でも受信障害が残るケースを図1に示す。

このケースでは、受信障害の原因建築物を特定化するのが困難なため、隣接する複数の建築物が共同で共聴施設を提供している場合が多い。

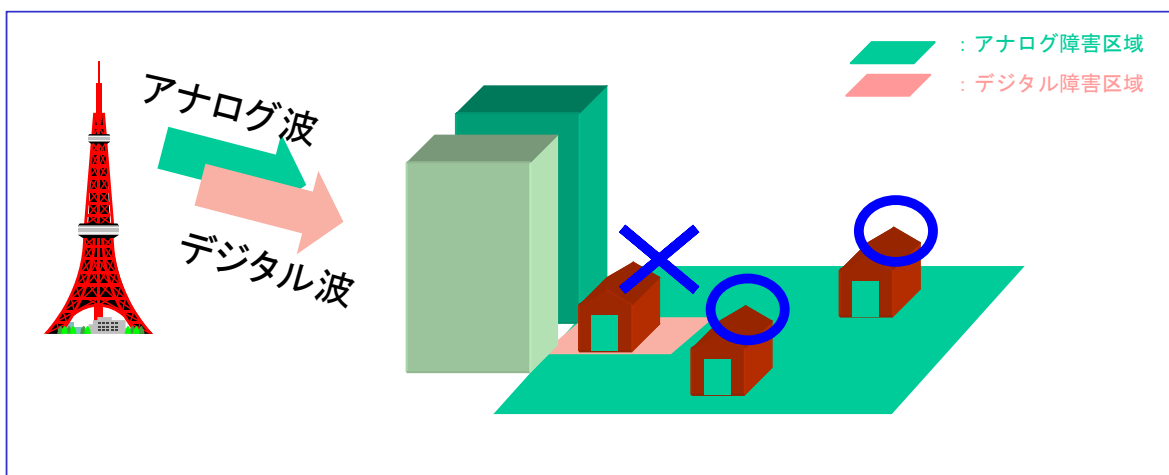


図1 受信障害継続モデル

#### (2) デジタル化による単独障害モデル

デジタル化によって複合障害の状況が単独建築物による障害（単独障害）に変更となったケースを図2に示す。このモデルの場合、原因者ではないと考えられる建築物側が、自らが原因者ではなくなったことをどのように検証、証明するのかという点が課題となる。



図2 デジタル化による単独障害モデル



### (3) 新建築物単独による障害モデル

新建築物単独による障害モデルは、当初の原因建築物の影響はなくなったが、共聴設置後の新たな建築物（以下、新建築物）による受信障害があるケースである。アナログ遮蔽障害地域の場合とアナログ反射障害地域の場合がある。このケースでは、当初の原因建築物がデジタル受信障害を起こしていないことを検証、証明することやデジタル受信障害として障害が残る部分に関して新建築物側に負担を求めることが課題となる。

当初の原因建築物のアナログ遮蔽障害はなくなったが新建築物による受信障害があるケースを図3に示す。

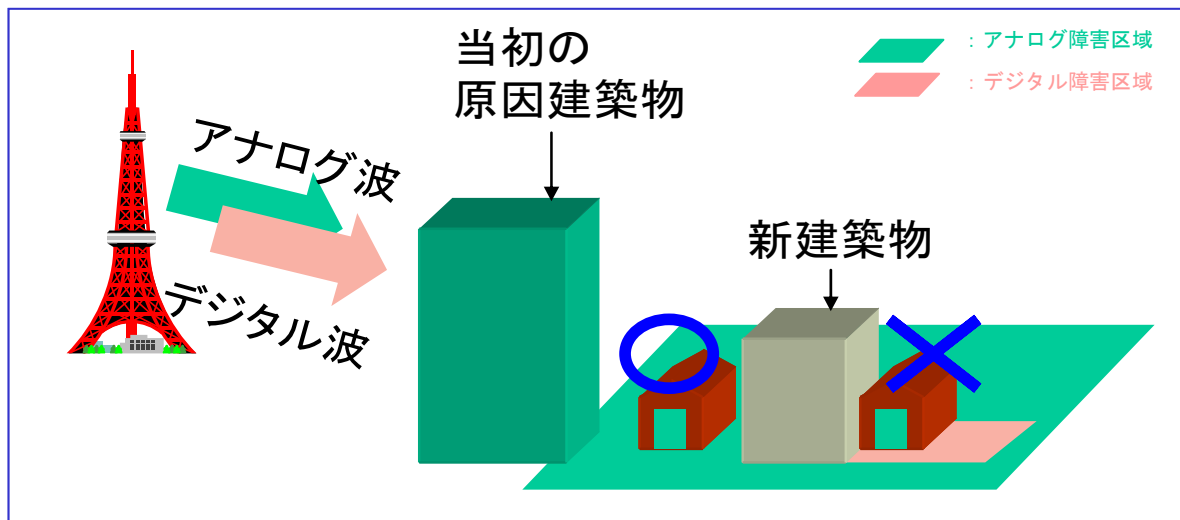


図3 新建築物単独による障害モデル（アナログ遮蔽障害地域）

当初の原因建築物のアナログ反射障害はなくなったが新建築物による受信障害があるケースを図4に示す。

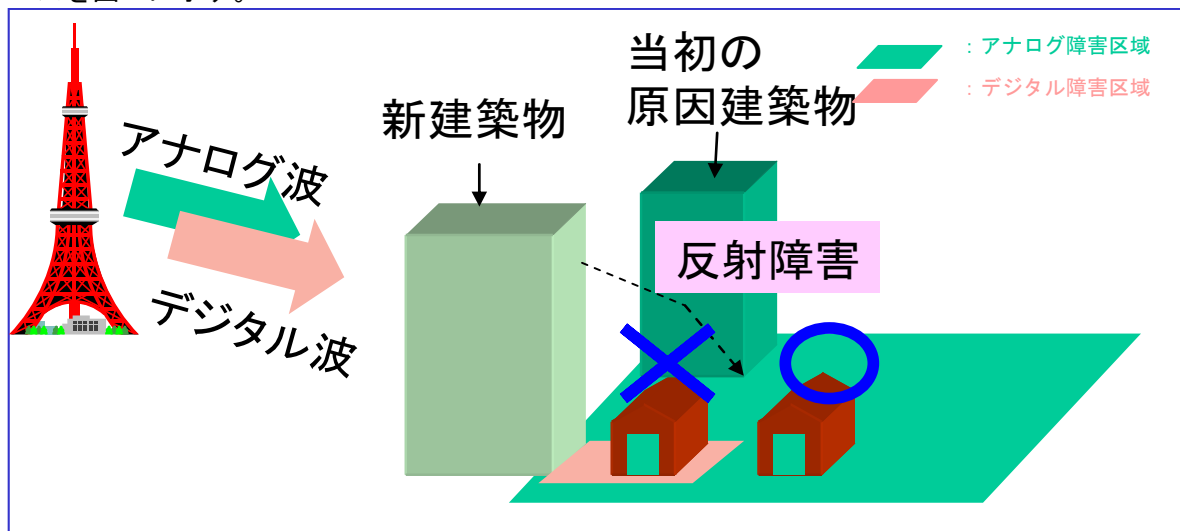


図4 新建築物単独による障害モデル（アナログ反射障害地域）

#### (4) 当初+新建築物による障害モデル

当初+新建築物による障害モデルは、当初の原因建築物の受信障害と、新建築物による受信障害が発生しているケースである。アナログ遮蔽障害地域の場合とアナログ反射障害地域の場合がある。このケースでは、それぞれの受信障害の範囲・影響度の確定が困難であること、及び、仮に確定した場合にも、新建築物への負担を求められるか等の課題がある。

当初の原因建築物と新建築物による受信障害があるケース（アナログ遮蔽障害地域）を図5に示す。

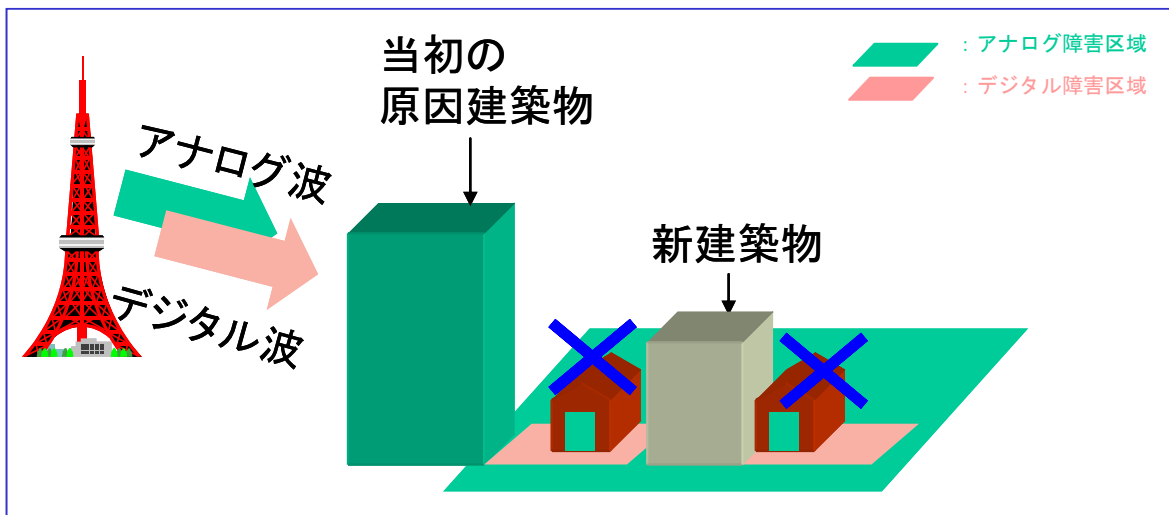


図5 当初+新建築物による遮蔽障害モデル（アナログ遮蔽障害地域）

当初の原因建築物の影響と新建築物による受信障害があるケース（アナログ反射障害地域）を図6に示す。

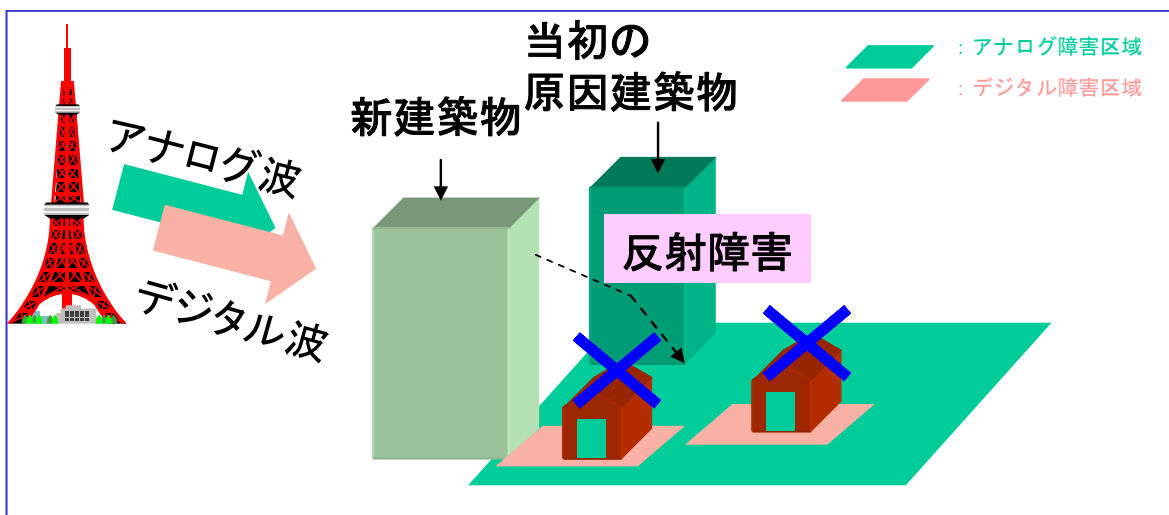


図6 当初+新建築物による反射障害モデル（アナログ反射障害地域）

(5) 地形による障害モデル

地上デジタル放送に対し、地形等による受信障害が生じるケースを示す。山、丘等の地形だけでなく、樹木（森、林）により受信障害が生じることもある。当初の原因建築物は地上デジタル放送の受信障害にならないが、地形等による受信障害があるケースを図 7 に示す。

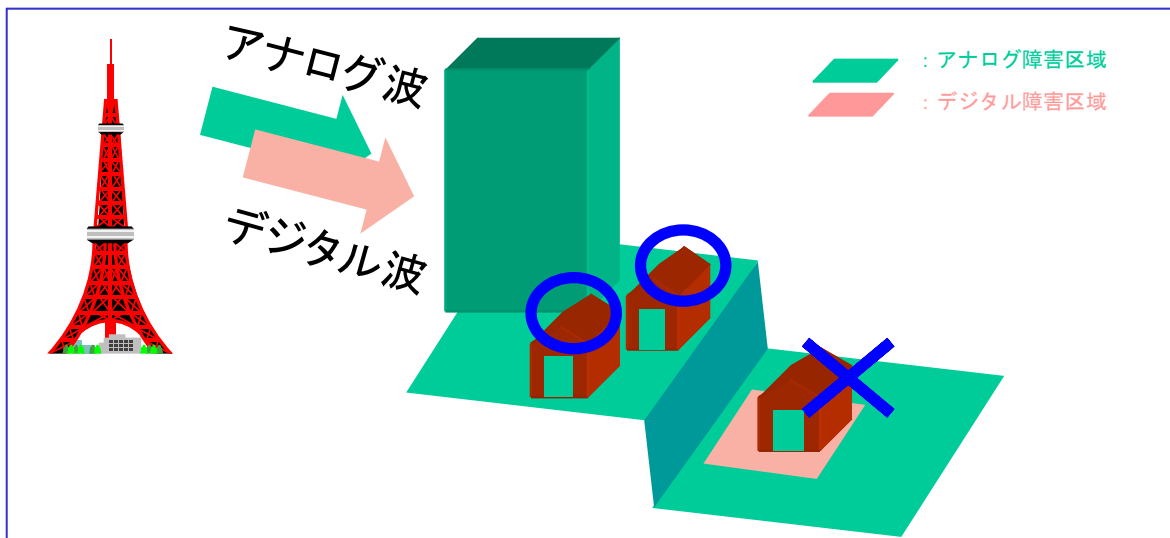


図 7 地形による単独障害モデル

当初の原因建築物の直近でも地上デジタル放送の受信障害があり、地形による受信障害もあるケースを図 8 に示す。

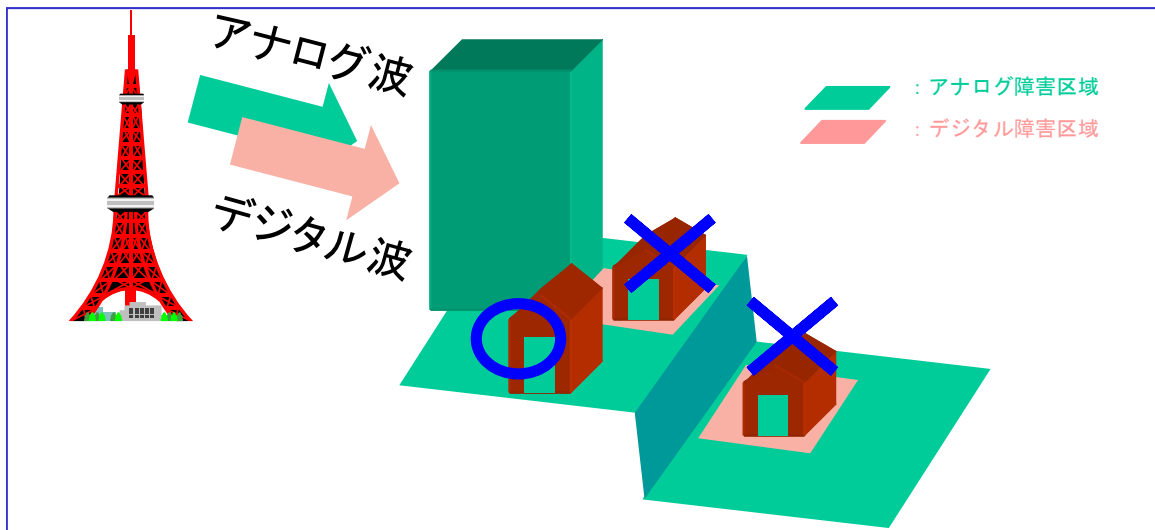


図 8 当初建築物＋地形障害モデル

(6) 超高層建築物による遠方地域での電界強度低下モデル

超高層建築物による遠方地域での電界強度低下モデルは、受信障害が発生している周辺には原因と思われる建築物が見当たらないが、実は、テレビ塔周辺の超高層建築物の影響で電界強度不足となっているケースであり、図9に示す。

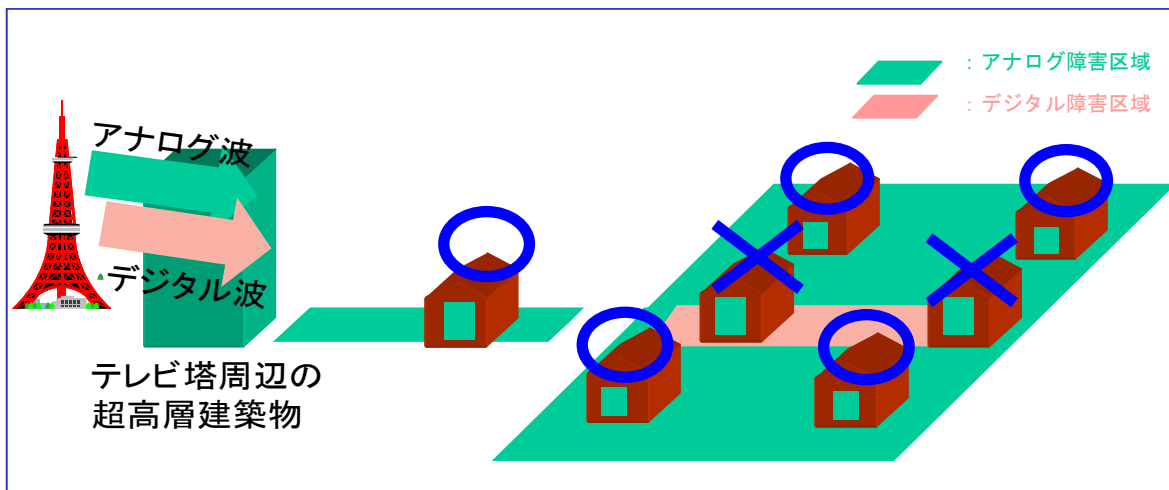


図9 超高層建築物による遠方地域での電界強度低下モデル

(7) 航空機等による障害モデル

空港が隣接しているエリア等において、デジタル受信障害が発生している場合に、原因が航空機か、それとも近隣の建築物等であるのか明らかにする必要がある。航空機等による障害モデルを図10に示す。

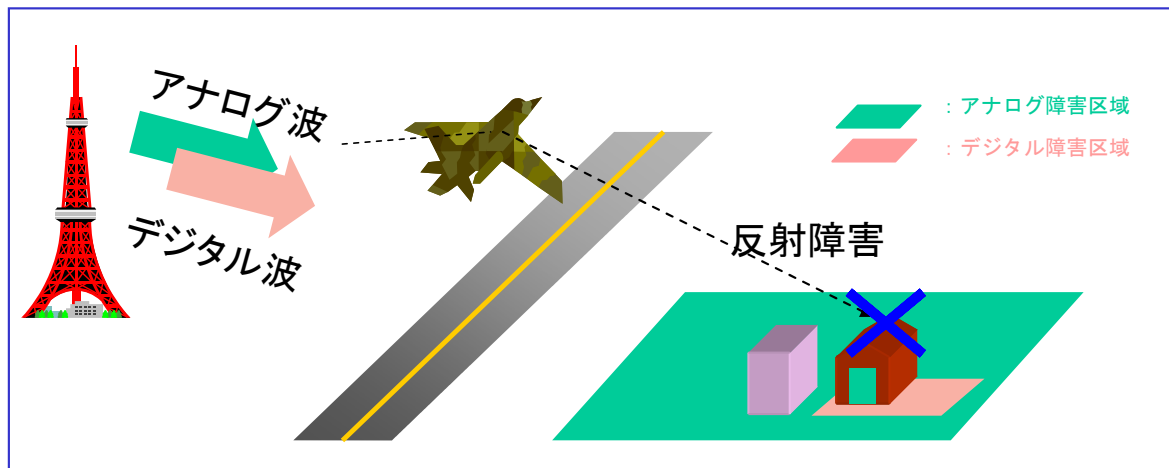


図10 航空機等による障害モデル

(8) デジタル放送塔位置変更による障害モデル

デジタル放送塔が位置変更した場合、それまで受信障害では無かった世帯においてデジタル受信障害が発生する可能性がある。その際、近隣の建築物による障害とは特定できないケースがありうる。すなわち、受信障害住宅と新たな放送塔の間に、原因建築物として考えられる建築物が複数存在しているケースや、複数の建築物の影響で電界強度低下し受信障害が発生するケースなどが考えられる。この場合には、近隣の建築物による単独障害と判断することは難しいだけでなく、複数の建築物の影響範囲・影響度について確定することも困難と想定される。

デジタル放送塔位置変更による受信障害モデルを図 11 に示す。

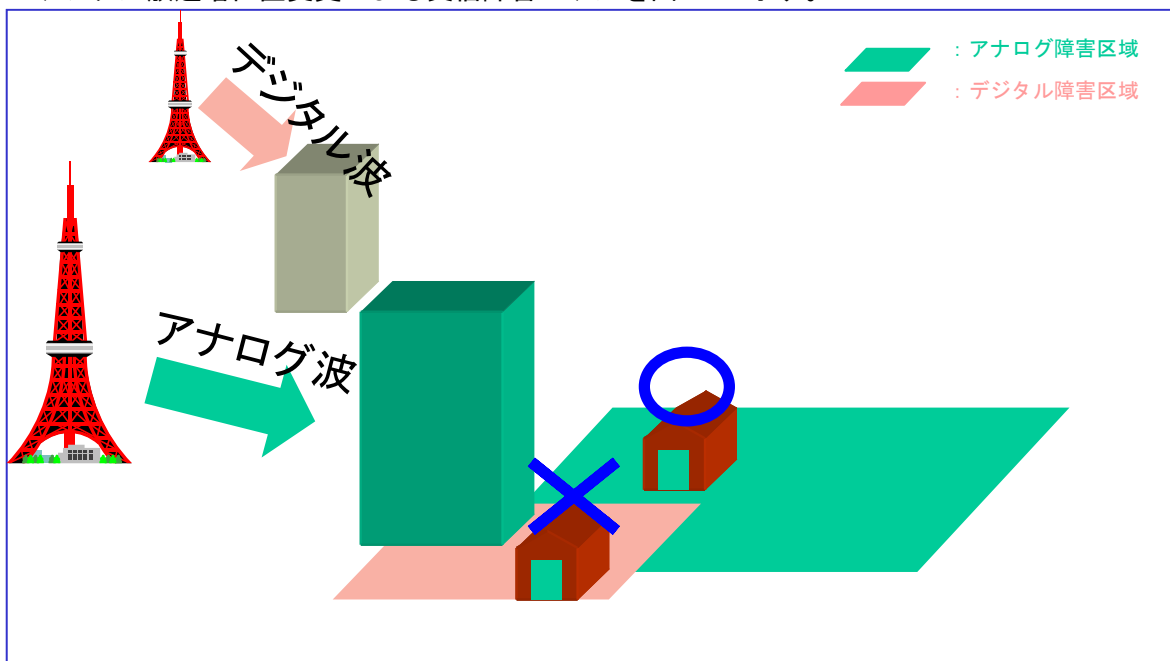


図 11 デジタル放送塔位置変更による障害モデル

## 第2章 共聴施設デジタル化の事例

本章では、共聴施設のデジタル化の具体的事例を調査し、デジタル化に向けての課題や解決の方向性を明らかにした。対象とした事例は、以下の通りである。

このうち、「事例1」「事例2」「事例3」「事例4」は「(1) デジタル化必要性の認識」の段階である。「事例5」は受信状況調査が実施されている。「事例6」「事例7」については、受信障害がないことが確認され、受信者への説明・協議の段階である。「事例8」「事例9」については、すでにデジタル化改修工事も終了し、また設備の撤去工事もなく、終了している。各事例の複合障害モデルとの対応も示した。

調査項目は表4の通りである。調査実施期間は平成20年11月～12月である。

表3 対象事例

対象施設	デジタル化プロセス	複合障害モデル
事例1 マンション（愛知県）	(1) デジタル化必要性の認識	図11
事例2 マンション（愛知県）	(1) デジタル化必要性の認識	図11
事例3 マンション（東京都）	(1) デジタル化必要性の認識	図2
事例4 マンション（千葉県）	(1) デジタル化必要性の認識	図3、図4
事例5 マンション（埼玉県）	(2) 受信状況調査の実施	図1
事例6 遊園地（関東）	(4) 受信者への説明・協議	図7
事例7 オフィスビル（東京都）	(4) 受信者への説明・協議	図3、図7
事例8 スーパー（神奈川県）	(5) 改修工事の実施	図1
事例9 集合住宅（関西）	(5) 改修工事の実施	図1

表4 調査項目

調査項目	留意点
1 原因建築物の名称、住所	アナログ共聴設備における原因建築物
2 対象施設の名称、住所	対象となっている建築物や共聴設備
3 調査地域概略図	原因建築物、対象施設の位置関係
4 共聴施設概要	世帯数、受信点
5 経緯	原因建築物と対象施設の関係を確認
6 地上デジタル放送局	受信放送局、距離
7 地上デジタル放送対応	アナログ設備の改廃、デジタル化の状況、渡切補償契約、地元自治体対応
8 今後の課題	地上デジタル放送対応化を進める上での課題

## 第1節 事例1：マンション（愛知県）

### [事例概要]

事例1は、1990年代に分譲されたAマンションで、建築当時、近隣の住民に受信障害を与えたため、近隣約100世帯を対象に受信障害対策用共聴施設を設置した。その後、Bオフィスビルが建設され、その影響により共聴施設の受信点が受信障害を受けたため、受信点を約700m先のCマンション屋上に移設した。線路の延伸部分は、Bオフィスビルが管理し、従来の共聴施設はAマンションの管理組合が管理している。

Aマンションの管理組合とBオフィスビル間には、アナログ放送終了時まで設備を提供し、地上デジタル放送には対応しないことが明記されている。

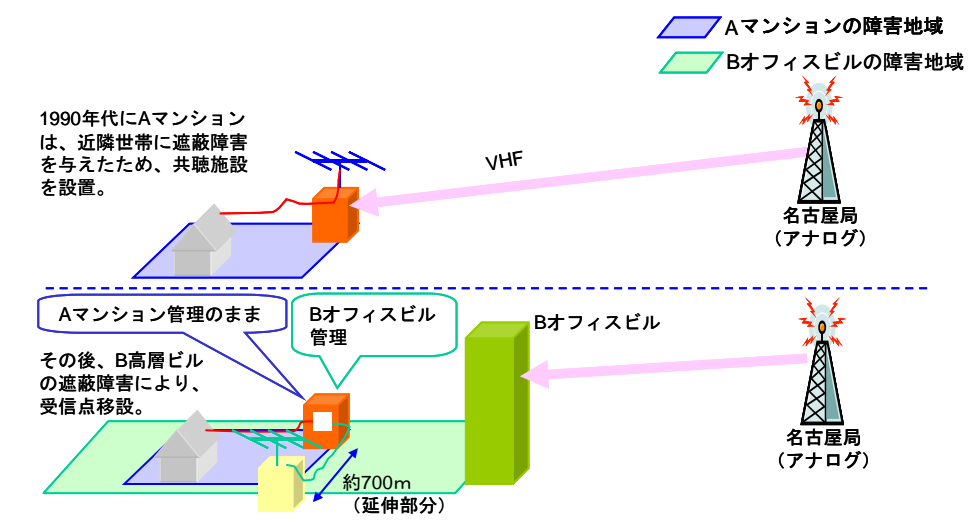
一方、デジタル化されても一部の世帯には受信障害が残る可能性もあるが、その要因がAマンションなのか、Bオフィスビルなのか、あるいはBオフィスビルに隣接するFオフィスビルなのか、原因が明確ではないため、積極的に対応する当事者がおらず、デジタル化対応が進んでいない。

また、当該地域で地上デジタル放送はすでに開始されているが、その段階において、地上デジタル放送には対応しないという協定が有効なのかという点も不明確である。

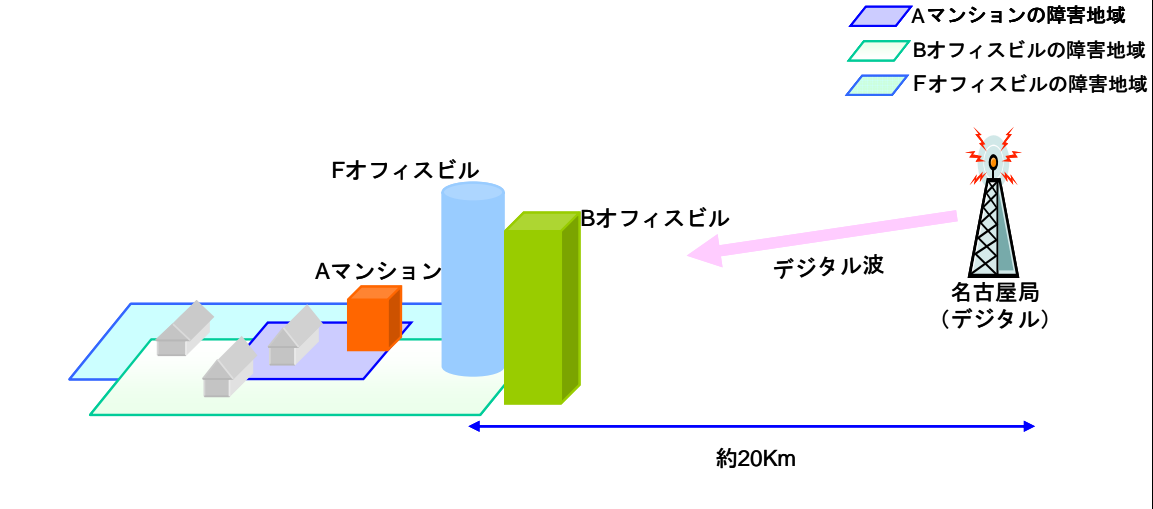
原因建築物	名称	Bオフィスビル及びAマンション		
	住所	愛知県		
対策施設	名称	Aマンション受信障害対策用共聴施設		
	住所	愛知県		
調査地域概略図	<p> <span style="color: blue;">▭</span> Aマンションの障害地域  <span style="color: green;">▭</span> Bオフィスビルの障害地域         </p> <p>           Aマンション、Bオフィスビル、現在の受信点Cマンション、名古屋局（アナログ）VHF、アナログ波、約700m、約3Km         </p>			
共聴施設概要	世帯数	約100世帯		
	受信放送局	名古屋局 アナログ（VHF/UHF）	距離	約3Km
	受信点	Cマンション屋上（Aマンションから約700mの距離）		
	管理組合	Aマンション管理組合（なお、受信点移設に伴う線路延伸部分は、Bオフィスビルが管理）		

経緯

A マンションは 1990 年代に分譲し、その際、受信障害対策用共聴施設（約 100 世帯）を設置した。その後 B オフィスビルが建設され、その影響により、受信点が遮蔽障害を受けることとなり、受信点を移設し、その線路は B オフィスビルが維持管理している。従来の設備は、A マンション管理組合が管理している。



地上デジタル放送局	名古屋局 (デジタル)	距離	約 20Km
-----------	-------------	----	--------





地上デジタル放送対応	共聴設備	設備の改廃予定	地上デジタル放送の受信障害が残るため、維持縮小するものと見られる。
		受信状況調査	実施していないとみられる。
	受信点延伸線路	管理組合の意向	不明。A マンションの居住者自体は、CATV を視聴しているため、地上アナログ放送停波の影響は受けない。
		設備の改廃予定	B オフィスビルは 2011 年 7 月に受信点までの線路を廃止予定。
ヒアリング結果		協定書	地上アナログ放送終了時まで設備を提供し、地上デジタル放送対応はしないことを明記。
			<p>① B オフィスビルが延伸線路を撤去した後、A マンション管理組合は、地上デジタル放送受信障害世帯に共聴設備を提供する義務があるのか明確でない。地上デジタル放送の受信障害については、名古屋局（デジタル）の方向が名古屋局（アナログ）と異なることもあり、B オフィスビル、A マンション、さらには B オフィスビルに近接する F オフィスビルの複合障害となっており、原因を特定するのは困難であるからである。</p> <p>② 仮に B オフィスビルが原因であったとしても B オフィスビルは、地上デジタル放送に対応しないとする協定書もあり、負担する義務があるのかも不明確である。</p> <p>③ 地上デジタル放送受信障害世帯を特定するための受信状況調査の費用の負担方法も明確でない。</p>

## 第2節 事例2：マンション（愛知県）

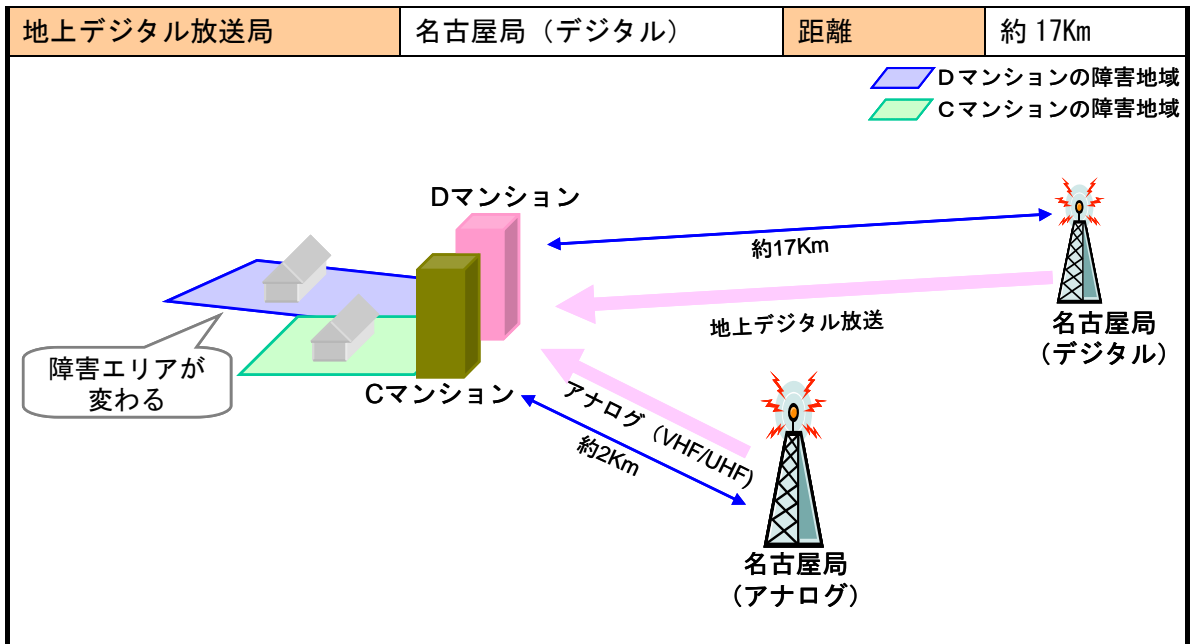
### [事例概要]

Cマンションは数年前に竣工したマンションであるが、隣接するDマンションの受信障害対策用共聴施設の受信点に受信障害を与えるため、受信点をCマンション屋上に移設するとともに、Dマンションの受信障害対策用共聴施設の移管を受け、維持管理も行っている。

地上デジタル放送の受信障害世帯は、放送局の位置が変わるため、大きく異なっている。本マンションを管理するE管理会社は、Cマンション管理組合に、受信状況調査の提案をするとともに、地上デジタル放送の受信障害世帯に、デジタル共聴施設かケーブルテレビによる対策を提案する予定である。なお、アナログ設備は廃止の予定である。

本事例では、地上デジタル放送の受信障害がCマンションとDマンションのどちらに原因があるのか、明確にすることは難しい。また、放送局の位置が変更となった場合、原因建築物が障害対策費用を負担する必要があるのか、不明確である。

原因建築物	名称	Cマンション		
	住所	愛知県		
対策施設	名称	Dマンション受信障害対策用共聴施設		
	住所	愛知県		
調査地域概略図	<p> <span style="color: blue;">▭</span> Dマンションの障害地域  <span style="color: green;">▭</span> Cマンションの障害地域         </p> <p>           Dマンション            VHF/UHF            名古屋局 (デジタル)            2Km         </p> <p>           数年前Cマンションの遮蔽障害により、受信点移設。同時に、共聴施設の管理も移管。            Cマンション南            名古屋局 (デジタル)            2Km         </p>			
共聴施設概要	世帯数	約 150 世帯		
	受信放送局	名古屋局 アナログ (VHF/UHF)	距離	約 2Km
	受信点	Cマンションの屋上		
	管理組合	Cマンション管理組合		
経緯	<p>当初 D マンション管理組合で共聴施設を管理していたが、数年前、C マンションが竣工し、受信点である D マンションの屋上では、受信障害が発生したため、受信点を C マンション屋上に設置するとともに、共聴設備の維持管理も C マンション管理組合に移管した。</p>			



地上デジタル放送対応	共聴設備	設備の改廃予定	放送局の方向が変わるため、受信障害の生じる地域が変わる。障害発生の家帯数によって、デジタル共聴施設か、CATVで対応すると見られる。アナログ設備は廃止となる見込み。
		受信状況調査	管理会社のEデベロッパーは本年、受信障害の机上調査を専門業者に委託し、来年中には、実測による受信状況調査を実施する計画。
		管理組合の意向	不明。管理会社が提案していくものと見られる。
		渡切補償契約	渡切補償契約はない。デジタル化対応の条項はないと見られる。
ヒアリング結果		① 放送局の方向が変更となり、新たなエリアが受信障害地域となっている。	
		② このエリアについては、Cマンションに責任があるのか、不明確である。受信障害が出てからの回復でないため、原因者の特定は難しい。	
		③ Eデベロッパーでは、Cマンション管理組合に、地上デジタル受信障害対応工事を提案すると見られるが、Cマンション管理組合で対応の必要性について議論される可能性がある。	
		④ 現在のアナログ共聴設備利用者がアナログ設備の廃止を受け入れるかどうかも課題である。	

### 第3節 事例3：マンション（東京都）

#### [事例概要]

A マンションは、地上デジタル放送難視聴地域の調査費用負担と地上デジタル放送改修工事費負担を自治体に求めている。

また、今回の事例のように複合障害である地域において、受信障害調査の費用負担をどのように行うべきか、明確でないという問題がある。

原因建築物	名称	A マンション		
	住所	東京都		
対策施設	名称	A マンション受信障害対策用共聴施設		
	住所	東京都		
調査地域概略図	<p style="text-align: right;"> <span style="color: blue;">▭</span> A マンションの障害地域  <span style="color: green;">▭</span> B マンションの障害地域         </p> <p style="text-align: center;">           B マンション            A マンション            東京局            約15Km         </p>			
共聴施設概要	世帯数	数十世帯		
	受信放送局	東京局（アナログ VHF）	距離	約 15Km
	受信点	A マンション屋上		
経緯	<p>A マンションは 1990 年代に竣工した地上 9 階建のマンションである。アナログ受信障害が発生したため、数十世帯に対し、共聴障害対策施設を提供している。一部世帯は、B マンションの反射障害を受けているため、B マンションが共聴障害対策施設を提供している。</p>			

地上デジタル放送対応	受信状況調査	A マンションの所有者は、地上デジタル放送の受信状況調査の調査費用の負担を、自治体に求めている。
ヒアリング結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 複合障害エリアの場合、地上デジタル放送の受信状況調査を実施する主体が不明確である。</li> <li>② 実施する場合でも費用負担について明確なルールがないことも課題である。</li> </ul>

## 第4節 事例4：オフィスビル（千葉県）

### [事例概要]

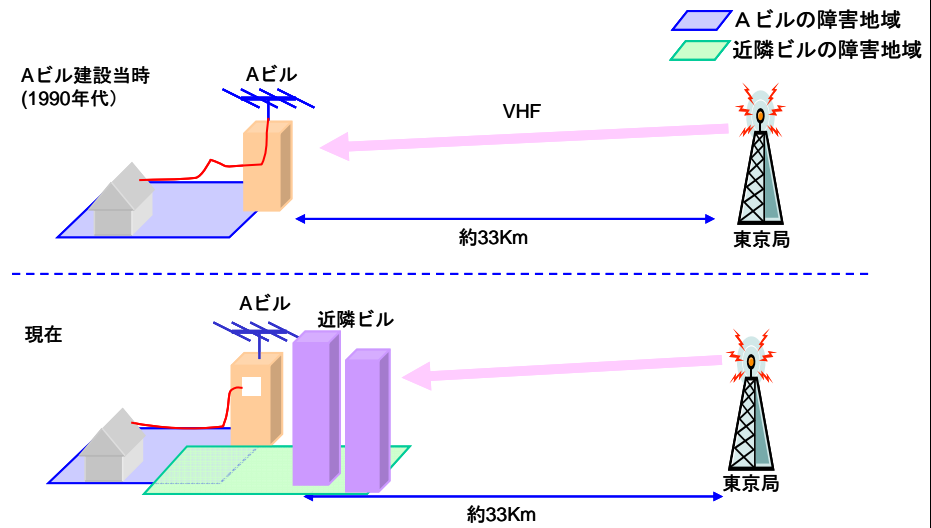
Aビルは、1990年代に建築された7階建のオフィスビルである。建築当時、アナログ受信障害が発生したため、共聴施設を提供してきた。最近になり、地上デジタル放送に対応するため、共聴施設の維持管理会社から、受信障害調査の提案がなされた。

建築当時、Aビルの近隣に高いビルはなかったが、最近ではAビルより、近隣ビルの方が高いこともあり、デジタル受信障害が発生したとしても、Aビル側が対応することに疑問を感じている。

受信障害調査を実施し、障害が発生した場合、放送局方向にAビルよりも高いビルがあった場合、Aビルが障害を与えていると結論づけることは可能なのか、またそうでないとした場合、対策の必要性があるのかなどが課題である。また、151号通達についても、十分に理解されておらず、パンフレットだけの周知・広報活動では、理解を深めるのは難しいと思われる。

原因建築物	名称	Aビル		
	住所	千葉県		
対策施設	名称	Aビル受信障害対策用共聴施設		
	住所	千葉県		
調査地域概略図				
共聴施設概要	世帯数	約 50 世帯		
	受信放送局	東京局（アナログ VHF）	距離	約 33Km
	受信点	Aビル屋上		
	管理組合	Aビルの所有者である B 有限会社が管理 維持費用は年 40 万円		

経緯  
1990年代に7階建てのAビルを建築し、受信障害が発生したため、共聴設備を提供してきた。今般、維持管理会社のC株式会社より、受信状況調査の見積もりがきた。今では、Aビルよりも高いビルが周辺に存在しているので、地上デジタル放送の受信状況調査費用を全面的に負担することに疑問を感じている。



地上デジタル放送局	東京局	距離	約 33Km
-----------	-----	----	--------

地上デジタル放送対応	共聴設備	設備の改廃予定	2011年7月に撤去予定。
		受信状況調査	C社より、受信状況調査の見積もりが提出されてきたが、実施は未定。
		受信者との協議	受信者との協議は一切していない。
		その他	協定書が紛失しており、確認できていないが、とくに提供期間に関する記述はないとみられる。

ヒアリング結果	<p>① B 有限会社は近隣に高層のビルが建築されたため、受信障害は、そのビルの影響もあるのではないかと考えている。そのため、B社単独で受信状況調査をする必要があるか疑問を感じている。しかし、原因者と思われるビルの所有者と協議を進めることができていない。</p> <p>② 総務省の151号通達については認知・理解し</p>
---------	--

	<p>ておらず、改修費用はすべて負担するものと考えていた（改修に関するパンフレットは届いているが 151 号通達の内容は理解していなかった）。</p> <p>③ B 有限会社が、各相談機関に問い合わせたところ、受信障害についてもデジタル化をすればなくなるという意見や、2 割は残るという意見などが相談機関によって異なっていたため、戸惑っている。</p>
--	--



## 第5節 事例5：マンション（埼玉県）

### 〔事例概要〕

A マンションは、1990年代に分譲されたマンションで、建築当時、近隣の住民に受信障害を与えたため、近隣約1300世帯を対象に受信障害対策用共聴施設を設置した。

2005年に地上デジタル放送の受信状況調査を実施したところ、一部、デジタル受信障害地域（100世帯）が残ることが判明したため、同マンション管理組合は、総務省151号通達に沿って、デジタル受信障害地域の住民向けのみ、デジタル化改修する共聴施設を存続させる計画を立案した。すでに、受信者側には同計画について文書で説明しており、また、2009年の早期に、受信者向け説明会を開催予定である。

受信者側では、個別受信アンテナ設置による金銭的な負担や、景観の悪化などを避けること等を理由に、地上デジタル放送により受信障害が解消される地域も含めて、共聴施設全体の存続を希望する意見も上がっている。一方、マンション管理組合側は、もし共聴施設全体を残す場合には、共聴施設全体について受信者側が引き取って運営管理等を行うことを求めている。受信者側では、施設の運営管理についてのノウハウ等の知見がないため、その案を進めるべきかどうか、判断しかねている状態にある。

原因建築物	名称	A マンション		
	住所	埼玉県		
対策施設	名称	A マンション受信障害対策用共聴施設		
	住所	埼玉県		
調査地域概略図	<p> <span style="color: blue;">▭</span> A マンションの障害地域  <span style="color: green;">▭</span> 受信障害対策地域         </p> <p>           A マンション            東京局            約50Km            受信障害対策地域            （一部、アナログ受信できる世帯もあったが、マンション建設時に、対象エリア内の全世帯について共聴施設を実施）         </p>			
共聴施設概要	世帯数	約1300世帯（遮蔽障害約1000世帯、反射障害約300世帯）		
	受信放送局	東京局（アナログVHF）	距離	約50Km
	受信点	A マンション		
	管理組合	A マンション管理組合		
経緯	同マンション建設時（1990年代）に設置			
地上デジタル放送局	東京局	距離	約50Km	

地上デジタル放送対応	共聴設備	設備の改廃予定	2011年7月までにデジタル化改修と、個別受信対応地域の施設を撤去予定。
		受信状況調査	2005年3月に調査を実施。マンション群の北側に、デジタル受信障害地域（約100世帯）が残ることが判明。
		受信者との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者側とは、2008年から本格的に協議を開始。</li> <li>・マンション管理組合側は、151号通達に沿って、デジタル受信障害地域の住民向けのみ、デジタル化改修する共聴施設の存続を予定している。</li> <li>・一方、受信者側からは、地上デジタル放送により受信障害が解消される地域も含めて、共聴施設全体の存続を希望する意見も上がっている。</li> <li>・2009年の早期に受信者向け説明会を開催予定。</li> </ul>
		協定書	協定書あり。ただし地上デジタル放送に関する規定は無い。
	協議の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者側は、共同受信施設の「利用者の会」を形成。町内会の副会長などが参加。受信者世帯には、マンション側との交渉状況などについて、説明資料を配布。</li> <li>・マンション管理組合側は、本件担当の理事を設置。</li> <li>・上記2つの間で、定期的に会合を開き、協議を進めている。</li> </ul>	
ヒアリング結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 受信者側が、地上デジタル放送により受信障害が解消される地域を含め、共聴施設全体を存続させようとする場合、どのような方法を行えば良いか明確でない。</li> <li>② マンション管理組合と受信者側との協議がまとまらない場合、相談機関が必要である。</li> </ul>	

## 第6節 事例6：遊園地（関東）

### [事例概要]

A 遊園地は、1980 年代に大型遊具施設を建設したが、その際に近隣住民に、反射障害を与えたため、近隣約 1500 世帯に対して受信障害対策用共聴施設を設置した。2006 年頃に地上デジタル放送の受信状況調査を行った結果、一部地域に受信不良地域が発生することが判明。その後、各家庭での詳細調査により全世帯について反射障害が解消されることが分かったため、2011 年に共聴施設の撤去を行う計画を決定し、2008 年秋に、その内容を記載したパンフレットを受信者に配布した。

同社は、共聴施設について管理委託している B 社に対して、受信者向けのパンフレット作成、配布や、受信者からの問い合わせ受付の業務委託を行っている。B 社では、問い合わせ受付用のコールセンターを用意しているが、パンフレット配布後、受信者側からの問い合わせは 10 数件程度であり、クレーム等の問題になるような問い合わせは発生していない。

また、パンフレットにおいては、個別受信アンテナとして当地域に望ましいアンテナ（14 素子ではなく 20 素子のアンテナ使用を推奨）を記載したり、総務省の受信相談センターの電話番号を記載するなどの工夫を行っている。

原因建築物	名称	A 遊園地
	住所	関東
対策施設	名称	A 遊園地受信障害対策用共聴施設
	住所	関東
調査地域概略図		

共聴施設概要		世帯数	約 1500 世帯（全て反射障害）			
		受信放送局	東京局（アナログ VHF）	距離	約 30Km	
		受信点	A 遊園地			
		管理者	A 遊園地			
経緯		大型遊具施設建設時（1980 年代）に共聴施設を設置				
地上デジタル放送局		東京局	距離	約 30Km		
地上デジタル放送対応	共聴設備	設備の改廃予定	2011 年 7 月時点でアナログ共聴施設を撤去予定。			
		受信状況調査	2006 年に地上デジタル放送の受信状況調査を実施。アナログ反射障害がデジタル化によって消滅することを確認。			
		受信者との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信者側には、2008 年秋にパンフレットを配布。</li> <li>・ パンフレットには、①2011 年にアナログ共聴施設の設備を撤去すること、②地上デジタル放送受信の方法としては個別アンテナ受信または CATV (C 社) が可能であること、及び③問合せの連絡先（総務省地上デジタル放送放送受信相談センターの電話番号、窓口担当の B 社のコールセンター番号等）などについて記載。</li> <li>・ パンフレット配布後の 1 ヶ月の間に、B 社のコールセンターには、10 数件程度の問い合わせはあったが、クレーム等の電話は無かった。</li> </ul>			
		協定書	協定書あり。ただし地上デジタル放送に関する規定は無い。			
		実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① A 遊園地は、アナログ共聴施設の撤去及び住民等への問い合わせ対応について、B 社に委託。</li> <li>② B 社側は、説明用パンフレットの企画および受信者への配布、問い合わせコールセンター受付、受信者からの相談対応（例：個別受信アンテナの設置方法の相談対応）などの業務を行う。</li> <li>③ アナログ反射障害エリアの一部が、くぼ地にあるため、個別受信用アンテナとして 14 素子のアンテナを設置すると、受信できない可能性がある。そのため、受信者向けのパンフレットにおいて、20 素子のアンテナを購入・設置するように記載するなど、現状の共聴施設利用から個別アンテナ受信に変更した場合の、機器等の設置・配線のイメージ図を詳しく記載した。</li> <li>④ アナログ反射障害エリアの一部が、丘の陰にあるため、今後、地上デジタル放送遮蔽障害が発生する可能性が</li> </ul>			

			<p>ゼロではない。そのため、該当エリアの世帯に対して、遮蔽障害に関する調査の希望を募り、希望者世帯の近隣のポイントで、地上デジタル放送の受信状況調査を実施した。調査結果によればデジタル受信障害は見られなかったため、現時点ではとくに問題は無いが、もし今後、実際にデジタル受信障害等が発生した場合には、B社が相談受付を行う体制となっている。また、近隣の電器店等にも適宜、情報提供や指導などを行っていく予定。</p>
<p>ヒアリング結果</p>			<p>① くぼ地や丘の陰で受信できない可能性があり、そのような状況が発生した場合、どこまで、A遊園地側が対応すべきか不明確である。</p>

## 第7節 事例7：オフィスビル（東京都）

### [事例概要]

Aビルは1970年代に竣工した高層ビルであり、現状では約12,000世帯以上を対象に共聴施設を提供している。今般、地上デジタル放送の受信状況を調査したところ、全85地点で7波が映り、それにもとづき、アナログの共聴設備を撤去することなどを明記したパンフレットを2008年秋にかけて配布した。住民向けに、フリーダイヤルを用意したが、20件しか、かかってきていない。

Aビル側は、複合障害の場合の原因判断の指針、不在賃貸オーナーへの周知、スケジュール通りアナログ停波をすることを国に対して期待している。

原因建築物	名称	Aビル		
	住所	東京都		
対策施設	名称	Aビル受信障害対策用共聴施設		
	住所	東京都		
調査地域概略図				
共聴施設概要	世帯数	約12,000世帯		
	受信放送局	東京局（アナログVHF）	距離	約10Km
	受信点	Aビル屋上		
	管理者	Aビル		
経緯	1970年代の建築時に、受信障害が発生し、共聴施設を設置。			
地上デジタル放送局	東京局	距離	約10Km	
地上デジタル放送対応	共聴設備の改廃予定	アナログ停波後、アナログ共聴施設を撤去予定。		
	受信状況調査	85地点の受信点調査を実施。ほとんどの地点で映った。調査は東京局からの直接波だけを対象と、反射波は利用しなかった。樹木で映らない場所もあったが、地元のCATV等をすすめている。 ただし、受信障害の対象としていない県域放送で見づらいところがあった。		
	受信者との協議	・受信者側には、2008年秋に、パンフレットを配布。電話が集中すると対応できないので、地域ごとに時期をずらして配布した。		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーダイヤルには 20 件しか、問い合わせはなかった。</li> <li>・パンフレットには「総務省の指導・方針により配布すること」「アナログ設備は撤去すること」「受信障害が発生しないこと」「便乗の勧誘、振り込め詐欺に用心すること」などが記載されている。</li> </ul>
	協議の体制	当初、住民の意見を集約する組織として、A ビル受信障害対策協議会を設置し、関連町会長に参加していただいている。
	その他	町会長から、悪徳商法についても記載することを求められた。
ヒアリング結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>①近隣の再開発地区に高層ビルがあり、受信障害が発生した場合、どちらが原因か問題になる可能性があるため、複合障害の場合の指針が必要と考えられる。</li> <li>②今回、パンフレットの配布はポストに投函したが、オーナーが受信障害エリアに居住していない可能性もあり、その場合メッセージが伝わっていない可能性がある。</li> <li>③万が一、アンテナで映らない場所があり、かつ地元ケーブルテレビもサービスが提供できない場合どうするかが課題である。</li> </ul>

図 12 配布したパンフレットのイメージ

〇〇〇〇の共同受信施設で  
テレビをご覧の皆様へ

2011年（平成23年）7月の  
**地上アナログ放送終了**  
に伴う大切なお知らせです。

このお知らせは、総務省の指導・方針により配布するものです。

〇〇〇〇の共同受信施設  
ご利用者以外の方に配布されましたときは、  
何卒ご容赦いただき、廃棄していただきますようお願い申し上げます。

< 配布期間〇〇〇〇年〇月～〇月 >

株式会社〇〇〇〇

2011年（平成23年）7月24日にテレビ放送が変わります。  
地上アナログ放送が終了し、  
地上デジタル放送になります。

地上デジタル放送でテレビ放送を視聴する為には  
電波を受信する設備を各ご家庭で  
ご用意いただく必要があります。

地上デジタル放送のスケジュール

放送形式	地上デジタル放送											
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
地上デジタル放送	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始
地上アナログ放送	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了	終了

2011年7月24日（土）に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送が開始されます。

弊社では、夏型タワーからの地上アナログ放送（※1）の受信障害地域を対象として受信用ケーブルを敷設の上、地上アナログ放送を受信できるようにしてまいりましたが、2011年の国会決議により地上アナログテレビ放送は、2011年（平成23年）7月24日をもって全面一斉に終了します。

つきましては、上記アナログ放送の終了に伴い弊社の共同受信施設の維持管理事業（※2）も同時期に実施することができなくなるなどとなります。

尚、不要となったケーブル等は、地上アナログ放送終了後、順次撤去致します。

※1...VHF 7波（1・3・6・8・10・12チャンネル）  
※2...弊社の建物による地上アナログ放送受信障害解消の為の共同受信用ケーブルを接続し、再送信・維持・管理する事業

具体的な方法は、右ページQ4および別紙「地上デジタルテレビの受信方法」をご覧ください。

よくあるご質問

どのようにデジタル化が決まったのですか？

地上デジタル放送への移行は総務省の「放送法に基づく放送普及基本計画の一部改正」（2009年7月25日総務省告示475号）により定められました。つまり、国民の代表である国会の決議を経て決定されたものです。（法令に関しては、総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/> でご確認ください。

どうしてこのまま地上アナログ放送を見ることができないのですか？

弊社の設備は、アナログ放送を見る為に設置した設備ですので、地上アナログ放送が終了すると再送信ができなくなるからです。

地上デジタル放送を受信するにはどうしたらいいのですか？

①「新たにアンテナを設置して受信する方法」と②「ケーブルテレビによる方法」があります。（別紙「地上デジタルテレビ放送の受信方法」参照）  
①のアンテナを設置する方法の場合は、地上デジタル対応のUHFアンテナなどの受信設備を設置する必要がありますので、電気店等にご相談いただくようお願いいたします。  
尚、地上デジタル放送受信設備の設置やケーブルテレビに加入する為の必要な費用につきましては、みなさまご自身のご負担となります。

集合住宅で地上デジタル放送を見る為には何が必要ですか？

集合住宅では、その建物内の共同受信施設を経由し、テレビ電波を受信している場合がほとんどと思われます。設備の改修または調整が必要と思われるので、所有者様または管理会社にご確認ください。

便乗の勧誘・振り込め詐欺にご用心！

「テレビのデジタル化工事」を装った詐欺にご注意ください！

国の関係機関が地上デジタルテレビ放送の受信のための工事の案内を行ったり、工事を受け付けたりすることはなく、またその費用を請求することはありません。地上デジタルテレビ放送の受信に関して、疑わしい勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、すぐに支払わず、お近くの警察署、消費生活センターなどへご相談ください。

地上デジタル放送について、もっとお知りになりたい方へ

●地上デジタルテレビ放送受信相談センター  
0120-000-000 平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00

●地上デジタルテレビ放送のご案内  
<http://www.0000000000.jp>

●地上デジタルテレビ〇〇〇〇協会  
0120-000-000 平日9:00～21:00 土日祝日10:00～17:00

●地上デジタル〇〇〇〇相談窓口  
03-0000-0000 平日9:00～18:00 土日祝日9:00～17:00

●株式会社〇〇〇〇〇〇（〇〇にお住まいの方）  
03-0000-0000 平日9:00～18:00 土日祝日9:00～17:00

本件に関するお問い合わせ窓口

本パンフレットの内容についてのご質問は、下記にお問い合わせください。  
0120-000-000 受付9:00～18:00

<別紙>

●地上デジタルテレビ放送の受信方法●

現在（地上アナログ放送）

〇〇〇〇のケーブルでテレビを受信しています。

今後（地上デジタル放送）

①新たにアンテナを設置して受信する場合

地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な設備	①アンテナ	②分岐器
地上デジタルテレビ放送を受信するための受信機です。アナログテレビと地上デジタルテレビ（デジタルチューナー）の両方を同時に受信し、デジタルチューナー（付音響機器）が必要です。	地上デジタルテレビ放送を受信するための受信機です。アナログテレビと地上デジタルテレビ（デジタルチューナー）の両方を同時に受信し、デジタルチューナー（付音響機器）が必要です。	複数のアンテナから電波を受信するための機器です。また、改善が必要な場合もあります。

②ケーブルテレビ（CATV）で受信する場合

アンテナ設置で受信する場合と同様に、地上デジタルテレビ放送を受信するための受信機（デジタルテレビもしくはデジタルチューナー）が必要となります。そのほか、ブースターの設置、分岐器などのテレビ機器の改修が必要な場合があります。加入工事費・毎月の受信費用（月額）につきまして、お住まいの地域のケーブルテレビ会社にご相談ください。



## 第8節 事例8：スーパー（神奈川県）

### [事例概要]

Aスーパーでは、隣接するBスーパーとともに、近隣約500世帯について受信障害対策用共聴施設を設置・運営してきた。この施設運営管理に伴う費用負担については、両者の間で分担している。

対象世帯より、地上デジタル放送の視聴が求められた2006年に地上デジタル放送の受信状況調査を実施したところ、一部の世帯では、デジタル受信障害が残ることが判明した。障害のある世帯のみを対象としてデジタル化すると、不満が出ると思われたため2007年に全戸、デジタル化対応を行った。その際、同社のビジネスが小売業ということもあり、個々の世帯に対して、負担を求めることはできなかった。

原因建築物	名称	Aスーパー		
	住所	神奈川県		
対策施設	名称	Aスーパー受信障害対策用共聴施設		
	住所	神奈川県		
調査地域概略図	<p style="text-align: right;">Aスーパー・Bスーパーの障害地域</p> <p style="text-align: center;">東京局</p> <p style="text-align: center;">約35Km</p>			
共聴施設概要	世帯数	約500世帯		
	受信放送局	東京局（アナログVHF）	距離	約35Km
	受信点	Aスーパー屋上		
	管理者	Aスーパー		
経緯	AスーパーとBスーパーが開業時に設置。			
地上デジタル放送局		東京局	距離	約35Km
地上デジタル	共聴設備	設備の改廃予定	2007年に全戸デジタル化改修工事を実施した。 2011年7月にアナログ設備を撤去予定。	
		受信状況調査	2006年に調査を実施。18箇所中13箇所を受信できなかった。	
		受信者との協議	受信者より、地上デジタル放送が見たいとの要望があり、お客様商売ということもあり、対応した。	

放送 対応	その他	受信障害のある世帯のみを対象としてデジタル化を行うと、不満がでると思われるので、全戸改修とした。
ヒアリング結果		<p>① スーパーのような地元を対象としている商業施設の場合、151号通達が想定しているように、受信者に負担をお願いすることは難しい。</p> <p>② 地上デジタル放送対応を受信障害の生じている受信者を対象とした部分改修とした場合、改修対応しなかった受信者には個別受信をお願いすることになる。個別受信をするため、新たに費用負担が発生し、当該受信者より不満が生じる可能性がある。このため、全戸改修とならざるを得なくなっている。</p> <p>③ 地上アナログ放送受信障害世帯が自ら個別受信を進めるため、推進対策が必要と思われる。</p>

## 第9節 事例9：集合住宅（関西）

### [事例概要]

A 株式会社は 1990 年代に開発区画の一角を購入し集合住宅を建設したが、C 地区に電波受信障害が発生したため、隣接する建物を保有する B 株式会社等で、共同で負担し、対策共聴施設を設置、運営してきた。デジタル化についても、受信状況調査で 3 割近くの受信世帯で、デジタル障害が発生したため、共聴施設は全戸改修した。

今般、集合住宅を撤去し、更地として売却することとなった。集合住宅建設時の協定書によれば、売却した場合、買主に、施設の維持責任が継承されることが謳われているので、渡切補償をすることで、買主に負担をかけない方策を検討している。

原因建築物	名称	A 社集合住宅		
	住所	関西		
対策施設	名称	A 社集合住宅受信障害対策用共聴施設		
	住所	C 地区		
調査地域概略図				
共聴施設概要	世帯数	約 200 世帯		
	受信放送局	比叡山等	距離	約 60Km
	受信点	近隣の公共用地（当初 A 社集合住宅敷地内であったが、移設）		
	管理者	A 社・B 社等の共同管理。		
経緯	1970 年代の建築時に、受信障害が発生し、共聴施設を設置。4 年前にデジタル化した。			
地上デジタル放送局		比叡山	距離	約 60Km
地上デジタル	共聴設備	設備の改修予定	全戸改修工事を実施済み。 なお改修工事費は床面積比で負担した。	
		受信状況調査	受信状況調査を実施したところ、3 割近くの世帯で、地上デジタル放送が受信できなかった。	
		受信者との協議	・受信世帯より、地上デジタル放送対応を求められ、実施した。 その時点で、CATV 等各種選択肢を比較した上で、全戸改修を	

放 送 対 応		実施することになった。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅を取り壊し、売却する予定であり、買主に負担をかけないために、設備を自治会に渡し、20年分の維持運営費を渡切補償することを考えている。</li> <li>・当初工事会社に資金を預けることを想定したが、住民側より、倒産するリスクを指摘され、検討対象からはずれている。</li> <li>・協定書はあり、無期限に補償となっている。</li> </ul>
ヒアリング結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民側に共聴施設運営の受け皿の組織を作ってもらい、そこに設備や運営を移管したいと思うが、どのような方法があるのか、不明確である。</li> <li>② A社は151号通達を認知していない。</li> </ul>

### 第3章 共聴施設デジタル化の課題の解決方策

受信障害対策共聴施設のデジタル化については、第1章第2節で整理した課題があると考えられるが、ここでは解決の方向性について、民間の活動を中心に検討する。

#### 1 デジタル化の必要性の認識

デジタル化の必要性については、受信者、原因者含め、認知していない可能性がある。このため、周知活動を一層徹底的に実施する必要がある。まず、原因者についてみると、マンション等の場合には、マンション管理組合での検討が必要となることから、マンション管理会社を通じた周知活動も有効と考えられる。また賃貸マンションやオフィスのビルオーナーに対して、オフィスビル協会等の協力を得ながら、周知活動をすすめることが考えられる。

また、渡切補償契約等により、施設責任者が対応しない場合や、複合障害が生じ、他の原因者との調整を図る必要がある場合などには、第三者による調停・斡旋の仕組みを検討することが考えられる。

#### 2 受信状況調査の実施（デジタル受信可能範囲の把握）

受信状況調査の実施を促進するためには、原因者に対し、障害範囲が縮小し、維持管理費が削減できることを訴求していくことも重要であるが、強電界地域であれば、小型アンテナを利用したベランダ受信の様な簡易な方法の活用なども考えられる。

また、マンションの場合、調査を実施するためには、総会決議が必要であるなど、時間がかかることから、早期に検討することの必要性や151号通達の内容をマンション管理会社、工事業者、CATV会社等から周知することが考えられる。

また、複合障害について受信状況調査をする際、原因者間の費用負担ルールの活用や複合障害が原因者の特定方法を整備することが必要と考えられる。また、複数の原因者間の、協議が難航した場合にも、第三者による調停・斡旋の仕組みが設立されれば、利用することが考えられる。

#### 3 改修工事の立案・実施の意思決定

マンションの場合、改修工事を実施するためには、総会決議が必要であるなど、時間がかかることから、早期に検討することの必要性をマンション管理会社、工事業者、CATV会社等から周知することが考えられる。

実際の改修工事の立案においては、複合障害の場合、費用負担が問題となる可能性がある。これまでの複合障害の事例から、延床面積法や建築地上高などの費用負担ルールの活用が有効であると考えられる。

#### 4 受信者への説明・協議

受信者への説明では、受信者側での費用負担を151号通達に基づき求めていく場合に、

その説明に苦慮している原因者が多いことから説明資料を整備していくことが考えられる。

また、受信者によっては、共聴施設の移譲を受け、受信者が運営することを要望することが想定されるため、共同受信組合の仕組み等を活用することが考えられる。

なお、受信者との協議がまとまらない場合などには、第三者による調停・斡旋の仕組みが設立されればそれを利用することが考えられる。

## 5 改修工事の実施

改修工事の実施の段階ではアナログ施設の撤去が考慮されていないことをオフィスビル協会、マンション管理会社、工事業者、CATV 事業者から周知することが必要と思われる。

なお、UHF を伝送している施設の場合、地上デジタル放送を受信している受信者が存在する可能性があり、同設備を撤去する場合、事前に周知することも重要である。

表 5 共聴施設デジタル化における課題と解決の方向性

	プロセス	プロセス毎の課題	解決方策の例
1	デジタル化の必要性の認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者側も施設責任者側も、必要性を認識していない（当事者意識がない）。</li> <li>・区域外に居住している等の理由により施設の管理者に対し、総務省からの広報資料が届いておらず、必要性を認識していない。</li> <li>・151号通達が施設責任者に認知・理解されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスビル協会、マンション管理会社、工事業者、CATV業者を通じた周知活動。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡切補償契約あるいは、デジタル化に対応しなくてよいことが協定書に明記されているため、施設責任者が対応しない。</li> <li>・複合障害である場合、他のビル所有者との調整をどのように行ったらいいかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による調停・斡旋の仕組みを検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル放送で、受信障害地域の多くで、個別受信可能となっていることが、受信者に理解されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者に対する周知活動。</li> </ul>
2	受信状況調査の実施（デジタル受信可能範囲の把握）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者がデジタル受信可能範囲を把握するための受信状況調査の調査費用負担を拒否している。</li> <li>・複合障害の場合、調査費用の負担ルールが不明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害範囲が縮小し、維持管理費用が削減できるメリットに対する認識を高める。</li> <li>・複合障害の場合における延床面積法など、具体的な費用負担方法の活用。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合障害が生じている場合、原因物やその程度を確定できない場合が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因者として思われる関係者の協議事例の活用。</li> <li>・第三者による調停・斡旋の仕組みを検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を実施するのに、マンション総会決議が必要で時間がかかる。</li> <li>・151号通達が理解されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション管理会社、工事業者、CATV事業者による周知活動。</li> </ul>

プロセス	プロセス毎の課題	解決方策の例
3 改修計画の立案・実施の意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修計画の立案や実施にマンション総会決議が必要で時間がかかる。</li> <li>・複合障害における改修工事費用の負担ルールが不明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション管理会社、工事業者、CATV 事業者による周知活動。</li> <li>・延床面積法など、費用負担方法の活用。</li> </ul>
4 受信者への説明・協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・151号通達に記載してあるような、受信者の負担をお願いできない。</li> <li>・部分改修だとクレームがつく可能性があるため、全戸改修せざるを得ない。</li> <li>・受信者側は、共聴施設を全面的に残してほしいが、引き受けるための体制・運営管理方法等が分からない。</li> <li>・受信者との協議がまとまらない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・151号通達の説明資料の提供。</li> <li>・受け皿となる共聴組合設置のため、共同受信組合の規約等の活用。</li> <li>・第三者による調停・斡旋の仕組みを検討する。</li> </ul>
5 改修工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ設備撤去工事の必要性を理解されていない。</li> <li>・UHFを伝送している設備では地上デジタル放送を受信している受信者が存在している可能性があり、事前説明が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスビル協会、マンション管理会社、工事業者、CATV 事業者による周知活動。</li> </ul>



参考資料 参考意見（A マンション管理会社）

対象者	A マンション管理会社
日時	2008 年 11 月 26 日
企業概要	中堅マンション管理会社
都市受信障害 対策の現状	<p>① 都市受信障害施設の地上デジタル放送化対応を開始したところ。</p> <p>② 分譲マンションの都市受信障害施設の改修対応当事者は管理組合及び近隣住民である。双方とも技術的素人が多く十分な理解・検討ができていないのが現状。特にマンション側・受信障害世帯側とも当事者意識がまだ低いのではないかと考える。</p> <p>③ 一方、地上デジタル放送では受信障害自体が少なくなるが、それを十分理解せず、地形や樹木等による障害も当該マンションの障害と報告されているケースもあるのではないかと考える。</p> <p>④ 受信障害対策施設に UHF アナログ放送が流れている場合、地上デジタル放送も全域に流れている可能性があり、その様な施設への中止告知も必要。</p> <p>⑤ 近隣住民受信障害者の、応分負担の実施は難しいのではないかと考える。</p> <p>⑥ 2011 年以降、アナログ施設撤去が必要な事も十分伝わっていない。</p> <p>⑦ 都市受信障害施設には、総務省への届出ができていない施設もあると思われる。今後、対応を検討する必要があるのではないかと考える。</p> <p>⑧ 概算ではあるが 100 戸程度のマンションで調査、告知、改修、撤去等の費用は 500 万円程度必要ではないかと考える。マンションの決議は年 1 回の総会のため、居住者等への早急な告知や認知向上が必要。</p>
今後の予定	<p>① アナログ停波 2 年前の 2009 年 7 月には近隣住民への何らかの告知が必要ではないかと考える。</p> <p>② しかし、前置きのない単純な告知は、より混乱を招く可能性がある。それまでに国としての十分な周知を行い、国民のコンセンサスが取れていなければ告知ができない。</p> <p>③ 尚、この問題はマンション管理組合と近隣住民の当事者同士の話し合いを前提に進める。管理会社や事業主は当事者にはならない。</p>
ヒアリング 結果	<p>① 根本的な問題は、国民の意識付けとわかりやすい情報提供と考える。</p> <p>② 政府は TVCM や新聞雑誌等で国民への意識づけを積極的に行ってほしい。特に「地上デジタル放送は受信障害がなくなるので、住宅の屋根にアンテナを立てて受信しましょう」程度の具体的でわかる内容で告知をしてほしい。</p>

無断転載禁止

都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書  
都市受信障害対策用共聴施設のデジタル化の推進方策等の検討  
(複合的な受信障害に応じた調査モデルの構築、課題の整理等)

この調査は、総務省情報流通行政局の  
委託により実施したものである。

発行 平成 20 年 12 月

社団法人 日本CATV技術協会  
〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-28-8  
ラ・ベルティ新宿 6 階  
TEL:03-5273-4671 FAX:03-5273-4675  
URL:<http://www.catv.or.jp>